

公文書不開示決定通知書

令 6 農 業 振 興 987号
令和6年(2024年)12月18日

安溪 貴子 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和6年(2024年)11月3日付け(令和6年11月7日受付)で請求のありました公文書の開示については、山口県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

記

開示請求のあった 公文書の名称 又は内容	別紙3のとおり
開示をしない理由	☐ 条例第7条第 号の不開示情報に該当 ☐ 条例第10条に該当(公文書の存否応答拒否) ☒ 開示請求に係る公文書を保有していない(公文書の不存在) ☐ その他 () (理由) 別紙3のとおり
担当課名等	農林水産部農業振興課 電話番号(083)933-3366 内線3366

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

開示請求書添付書類「公文書の名称又は内容」に付された番号	開示をしない理由
開示請求のあった公文書の名称又は内容	
3 <u>最近10年の行政区内での、コメ中のカドミウム及びヒ素が基準値を上回ったケースのデータ、およびその際の対応状況を示す情報（調査方法、調査の実態〔全地域か、特定の地域か〕）、買い上げ状況〔買い上げ量と買い上げ金額〕、買い上げ後の処理方法とその量、買い上げたお米の生産された水田面積</u>	開示の請求に係る公文書を作成・受領していないため。
4 <u>PFASにより汚染された農地および農産物の実態に関する情報があればその情報</u>	開示の請求に係る公文書を作成・受領していないため。
5 <u>行政区内での輸出米の割合、および今後の輸出促進計画の有無とそれに関する情報</u>	開示の請求に係る公文書を作成・受領していないため。
6 <u>カドミウム、ヒ素およびPFASによる汚染対策について。</u> <u>農地におけるカドミウム、ヒ素、PFAS汚染を下げるために行っている施策があれば、それに関連する情報（水田、畑地を含む）。</u> 農産物に含まれるカドミウム、ヒ素、PFASを下げるために行っている施策があれば、それに関する情報（コメとコメ以外も含む）	開示の請求に係る公文書を作成・受領していないため。

※ 「開示請求のあった公文書の名称又は内容」のうち下線の内容が「開示をしない」内容